

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要

1 開会

司会
(福原課長)

それではただいまから令和4年度第3回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会を始めさせていただきます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます、総務部市政情報課長の福原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本会議は久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第4項の規定に基づき、公開としております。また本日の会議内容は録音させていただき、会議録につきましては、会長へ確認後、署名の上、公開いたしますのでご了解をお願いいたします。

なお、今回の会議も会議録システムを使用して会議録を作成いたしますので、発言の際には、マイクの使用にご協力をお願ひいたします。では次に、本日の資料を確認させていただきます。

《事務局から資料の過不足や落丁等の確認》

それでは、会議の進行につきましては、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第2条第4項の規定により、佐世会長に議長となっていただきまして、議事進行をお願いしたいと思います。

佐世会長よろしくお願ひいたします。

2 議事

(1) 久喜市個人情報の保護に関する法施行条例等について

資料1	資料2-1	資料2-2	資料3	資料4	資料5
-----	-------	-------	-----	-----	-----

議長
(佐世会長)

皆さんこんにちは。今日は雨の中をありがとうございます。それでは、これから私の方で司会をやらせていただいて、議事を進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、ただいまの出席者は7名でございます。この人数は久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づく定足数に達しております。定足数に達しているから、会議としては成立するということでございます。

それでは早速議事に入りたいと思います。本日は次第の通りの報告がございます。まず、久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例等についてです。前回の会議で答申をした条例の方向性について報告等があるようです。資料1から資料5までについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(関根主幹)

はい。では、説明の方に入らせていただきたいと思います。

では資料1をご覧ください。こちらが久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。これは令和5年2月定例会のほうに上程をさせていただきました。この条例の市議会の上程時期につきましては、第1回の会議では、11月または令和5年2月とご説明させていただきましたが、最終的にこちらの法律施行条例とその他久喜市情報公開条例、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例、久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の4つの条例について、先の令和5年2月定例会議に上程をさせていただいたところでございます。

今この資料が案となっておりますのは、資料の発送日が3月17日でございましたので、議案の議決日が3月20日ということになっておりまして、その前の日付でございましたので、案とさせていただいたところでございます。こちらの内容につきましては、3月20日の議会をもって可決をいただいている内容と

なっております。

では条例の内容についてでございますが、9月30日に諮問させていただいた内容にはほぼ沿った形で条例をさせていただいております。

まず、条例名でございます。名称は、法律名を略称ではなく、正式な法律名を使用して、久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例とさせていただきました。また、諮問では第7条までの内容でしたが、最終的には第8条の委任を追加させていただいております。

では順に説明をさせていただきます。

まず第1条、こちらは条例の趣旨でございます。本条例の趣旨を規定するものでございます。

第2条、定義でございます。こちらは本条例で使用する用語を定義するものでございます。なお、市の機関につきましては、法律が市議会を適用の対象外としているため、市議会の方を含んでおりません。

続いて第3条。こちらは開示請求に係る手数料等でございます。手数料はこれまで通り無料としておりますが、開示請求者の方には、コピーデザインの写しの交付に要する費用を従来通り負担していただくことを規定しているものでございます。

次に第4条、個人情報取扱事務届出書等でございます。市の機関が保有個人情報を取り扱う事務を新たに開始する場合または変更廃止する場合は、あらかじめ市長に個人情報取扱事務届書の届出が必要となる旨を規定したものでございます。

なお、現行の個人情報保護条例では、当該届出事項を審議会への報告事項ということにしておりましたが、法律施行条例におきましては、その部分は規定してございません。理由といたしましては、改正後は国の個人情報保護委員会が個人情報保護制度の司令塔として、この個人情報保護制度に係る政策の総合調整や、監視監督の役割を果たすことになります。また、法律による全国的な共通ルールのもとで、国のガイドライン等により、適正な運用が図られることになり、市は必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることが可能となっているところでございます。

このようなことから、法施行後の運営審議会の役割というのは、個別の事項に対するチェック機能というものから、制度全体にかかる「運用ルールの細則」や、市が法律の範囲内で独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合等において、地域の代表者や有識者の方から意見を聴取するという方向に重点が置かれてくるのではないかというふうに考えております。こういったことから個別の届出事項についての報告義務は規定しなかったところでございます。

続いて第2項。こちらは届出につきまして、市職員もしくは他の地方公共団体の職務遂行に関する記録は届出書の対象外としているものでございます。

第3項は、個人情報取扱事務届出書を一般の閲覧に供することを規定しているものでございます。

続いて第5条、開示決定等の期限でございます。

第1項は開示請求に係る開示決定等の期限について規定するものでございます。開示請求に係る開示決定等の期限につきましては、法律では30日ということではありますが、市のこれまでの期間と同様にするために、請求があった日の翌日から起算して、14日以内という内容に規定をさせていただいております。

そして第2項、こちらは事務処理上困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り、期間を延長することができるという内容でございます。

第3項は、さらに保有個人情報が著しく大量である場合に、44日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより、事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、44日を超えて、相当な期間内に開示決定等をすれば足りるといったことを規定しているものでございます。

続いて第6条、こちらは実施状況の公表でございます。保有個人情報の開示にかかる実施状況を取りまとめて毎年1回公表することについて規定するものでございます。

次に第7条、運営審議会への諮問でございます。諮問事項につきましては、諮問答申で、お示ししていた内容の通り、3つの事項を規定しております。

第1号が本条例の改正と、第2号が法第66条第1項の規定による安全管理措置に関する基準等を定める場合、第3号が運用上の細則を定めようとする場合としたところでございます。

そして最後に第8条。こちらが委任でございます。この条例の施行に関して必要な事項は、市の機関が別に定めるというものでございます。こちらが個人情報の保護に関する法律施行細則というものを、こちらの条例の下に細則という名称で規則を置いているのですけれども、今後も必要な事項を細則で規定ができるように、この委任規定を規定したものでございます。

続いて、附則でございます。

第1条、施行期日。こちらは令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条、こちらは久喜市個人情報保護条例の廃止をするものでございます。

第3条、経過措置でございますが、久喜市個人情報保護条例から、新たな個人情報保護制度へ移行に伴う経過措置を規定したものでございます。

ここまでが、諮問答申で、以前、皆様にお願いして、ご意見をいただいたものとなっております。

次の第4条につきましては、直接は関係ないのですけども、この改正に伴つて、久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の中に久喜市個人情報保護条例を引用している部分がございましたので、この条例の附則を使って一部改正をしたというもので、久喜市個人保護条例から、個人情報の保護に関する法律に引用部分を改正したというものでございます。直接個人情報保護制度に影響あるものではありません。

以上が久喜市個人情報保護に関する法律施行条例の報告とさせていただきます。

続いて資料2-1の方をご覧いただきたいと思います。こちらが久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例でございます。本条例につきましては、運営審議会の設置根拠となりますので、参考にご説明させていただきます。こちらの条例ですが、一部改正により条例を改正させていただきました。

では、もう1枚の資料2-2をご覧ください。こちらは、新旧対照表でございますが、右側が改正前。左側が改正後になっております。改正の内容につきましては、第1条の設置と第2条の所掌事項となっております。下線が引いてある部分が改正部分となります。

第1条の設置につきましては、根拠法令を個人情報の保護に関する法律、そして左側をご覧いただきたいのですけども、個人情報の保護に関する法律、それと久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例及び久喜市議会の個人情報の保護に関する条例を設置根拠とさせていただいております。

なお、改正個人情報保護法では、市議会を法律の適用の対象外としているために先ほど申し上げましたが、そのため、市議会は独自で個人情報保護条例を制定いたしました。しかし、その市議会個人保護条例において、個人情報の適切な取り扱いを確保するために運営審議会への諮問という規定があるのですけども、その諮問先をこちらの皆さんのが運営審議会に規定をしていることから、設置根拠にも、市議会の個人情報保護条例を規定させていただいているところでございます。

次に第2条の所掌事項でございます。こちらは5つの事項について規定をさせていただいております。まず1号が、公開条例第24条第2項の規定により、審議会に意見を聴かれた事項について審議答申すること。2号が法施行条例第7条の規定により諮問された事項について審議答申すること。3号が、市議会個人情報保護条例第51条の規定により、諮問された事項について審議答申すること。第4号が、前3号に掲げるもののほか、実施機関から審議会に諮問された情報公開制度または個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について審議答申すること。そして最後の第5号が、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について調査審議し、実施機関に対し建議することということ

で、第5号については委員の皆様の方から、こういったことを検討したらどうかというようなそういうご意見をいただくような内容になっておりまして、そこを建議することということで規定をさせていただいております。

このようなことから、これまでありました報告事項については規定がありませんので、今後は、こちらに掲げる諮問事項について、審議していただくというような形になるものでございます。

続いて資料3の方をご覧いただきたいと思います。久喜市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規定でございます。こちらにつきましては、法律の施行条例第7条に規定する諮問の対象等にもなりますので、参考にお示しをさせていただきました。内容といたしましては、改正法の第66条第1項に基づいて、市が講ずるべき安全管理に関する事項を規定したものでございます。内容につきましては、国の資料の事務対応ガイドに示されております行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針を基に作成をさせていただいております。

具体的には、第2章の第3条から第7条では、個人情報の保護の管理体制を明確にしまして、続いて第3章の8条では、職員の責務や職員に対する教育訓練の実施等を規定しております。

続いて第4章の第9条は職員の責務。次の第5章の第10条から第8章の第35条までにつきましては、保有個人情報の取り扱いや情報システムにおける安全管理について規定しております。

具体的には、管理体制を明確にして、保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲とか、権限内容を必要最小限の範囲とすると。また、保有個人情報が記録された媒体を外部へ送付し、または持ち出しする場合は、原則としてパスワード等を使用して、権限を識別する機能を設定するなどの個人情報の適切な管理に関して必要な事項を規定したものでございます。

さらに第9章、36条・37条については、市が個人情報の取り扱いを外部委託する場合に、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことを、義務づけをしている規定でございます。

具体的には、委託先にですね、アクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や、委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項、例えば、委託先の情報管理に関する条項再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等を盛り込んで定期的な監査を行う等、そういうものを構成した内容となっております。

次に第11章の39条から41条では、漏えい等の事故が発生した場合の対応や再発防止について規定をしているものでございます。

続いて第12章の42条から44条については、内部監査について規定をしたものでございます。

こちらも案となっているものは、今例規審査中であります、一応3月中には例規審査を終わって、公布をしてですね、4月1日から施行する予定で進めております。まずはこの4月1日からこちらの内容でスタートさせていただきまして、法施行後は、国の、個人保護委員会による実施検査が、各地方自治体もあるというふうに聞いておりますので、実地検査等において指摘を受けた場合や運用していく中で、見直しの必要が生じた場合には、必要によりまして、委員の皆様にご意見を伺いながら、改正等をして参りたいというふうに考えております。

続きまして資料4の方をお願いいたします。こちらは個人情報ファイル簿についてでございます。個人ファイル簿につきましては、法律のほうで作成と公表が義務づけられておりまして、本人の数が1,000人以上を対象としております。本市では、1,000人以上の個人ファイルにつきましては、83件ございました。こちらは4月1日に市のホームページで公表する予定で準備を進めております。次が別添ということで、こちらがその様式となっております。

続いて資料5をお願いいたします。こちらは個人情報取扱事務届出書でございます。この届出書につきましては、先ほどご説明いたしました法律施行条例第4条で規定しております。本人の人数にも関係なく、個人情報取扱事務について届出るものでございます。令和15年4月1日時点では、本市では1,006件の

見込みというふうになっております。別添の方が様式となっております。現行の様式と若干変わっているんですけども、基本的なスタイルは同様とさせていただきました。報告の方は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長
(佐世会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明は資料1から資料5までを通して説明をいただきました。これからご質問等、確認をしていただくことになるんですけども、一つずつやりたいと思います。資料ごとに確認をさせていただきたいと思います。

資料1の久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例。私どもで答申を出したものですね、についての説明につきまして、何かご質問等がございますでしょうか。どうぞ。

小宮山委員

二つお願いします。一つは、第4条ですけれども、第4条の書きっぷりは、旧条例と文言ほとんど同じなんんですけども、行政文書等って、新たに等が付いてます。旧条例と違って。その等は何を示すのでしょうか。

二つ目が、もうこれ市議会を通っているようですが。附則の第4条なんですけれども、他にこの旧条例を適用している条例があれば別なんんですけども。それがなくてこの指定の手続き等に関する条例、これ一つだけだとすると、ここに定めるのではなく、久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の附則の経過措置で既に11記載があるとおり、次のように改正するとなっていますので、こちらの方で改正しないで、ここで、改正しているのは、どうしてかということをお伺いします。

議長
(佐世会長)

事務局からお願ひいたします。

事務局
(関根主幹)

ありがとうございます。まず、二つの方からの質問に回答させていただきたいと思います。こちらの第4条につきましては、ほかの条例の改正となっておりまして、今回のこの個人情報保護条例を廃止するに当たりまして、影響を受ける条例というのはこのここにある指定管理者の指定手続きに関する条例の一つのみでございました。これは法制執務上のお話にもなるんですけども、一つのやり方として、関連があるものについてはですね、附則の方で他の条例を改正できる、そういうやり方がございまして、こちらは文書法規担当とも打ち合わせをした上で、この附則の中で、第2条で廃止をしておりますので、その影響を受ける条例ということで、単独でこの条例を改正するよりも、附則の中で改正するのが適切じゃないかということで、第4条で改正をさせていただいたということでございます。

もう一つの行政文書等の方ですね。ちょっとお待ちいただいてよろしいですか。申し訳ありません。

(暫く中断)

議長
(佐世会長)

多分、僕は電磁的記録と思うんですが、事務局で今確認をしていますので、もう少しお待ちください。

満木委員

私もそう思います。

事務局
(関根主幹)

すみませんお待たせしました。こちらは、法律の第60条で定義を規定しております。行政機関に特化した内容の定義なんんですけども、その中で行政機関の職員が職務上作成してまたは取得した文書等が電磁的記録で職員が組織として用いるものについては、この法律の中で行政文書等というふうに定義をしております。その法律の定義されたものを、こちらの方でも使わせていただいて行政文書等というにさせていただいております。

等は何を指すかっていうと、佐世先生、あと満木先生がおっしゃったように、

文書等及び電磁的記録を行政文書等というふうに法律の方でも言っておりますのでそれを使わせていただいたという内容です。

議長
(佐世会長) 小宮山さんいかがでしょうか。

小宮山委員 わかりました。次にいってよろしいですか。

議長
(佐世会長) どうぞ。

小宮山委員 はい。次の運営審議会の条例ですけども、2つございます。

議長
(佐世会長) ちょっと待ってください。今は資料1についてだけやっています。資料1の個人情報の保護に関する法律施行条例ですかね。この件について何かあればお願ひします。

小宮山委員 失礼しました。

議長
(佐世会長) 一つずつやっていきます。他の方どなたかいらっしゃいましょうか。
(発言者なし)

議長
(佐世会長) それでは一応これで、ないようですので次の資料2-1の方に移りますけれども、もしまだ後で気が付いたり、思いだしたり、何か質問があればまた後で言っていただくようにお願いしたいと思います。

それでは次に、資料2-1及び2-2の、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の説明につきまして、ご質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。

小宮山さん、ここの部分でしょうかね。

小宮山委員 すみません。資料は2-1。2-2もあるんですか？

議長
(佐世会長) 2-2は横のやつ、横書きのが2-2ですね。

小宮山委員 失礼しました。それでは資料2-1の方で質問させていただきます。条例はいいんですけども運営審議会規則第1条、これも旧条例の平成22年の旧保護条例に基づくものなのですが、これがもう廃止になるわけなんで、運営審議会規則の第1条の変更も必要なのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

事務局
(関根主幹) はい。こちらについては、小宮山さんすみませんもう一度お願いします。この改正を受けて規則も改正が必要ではないかというご質問でよろしかったですか。

小宮山委員 そうです。規則の第1条の書き方が旧条例を受けています。旧条例の規定に基づき云々って。同じ7条なのですが条例が変わっていますので規則の書き方も違うんじゃないでしょうかということです。

議長
(佐世会長) どこの場所が変わるのでないかということを指摘できますか。

小宮山委員 運営審議会規則の趣旨、第1条の本文部分です。

事務局 (関根主幹)	規則ですね。
小宮山委員	はい。
事務局 (関根主幹)	こちらは、今回のこの運営審議会の改正については、第1条と第2条が改正、あとは第5条ですね、新旧対照表を見ていただきますと第1条と第2条と第5条、この3ヶ所の部分的な改正をさせていただいております。この審議会規則の方は、第1条の趣旨のところでは、審議会条例の第7条の規定に基づき云々ってなっているのですけども、条例第7条については特に改正はしていません、中身も変わっておりませんので、特に影響を受けないということで、審議会の方の規則の改正はございません。
小宮山委員	一部改正なので、前の条例の条文は生きているということですね。
事務局 (関根主幹)	そうです。
小宮山委員	わかりました。
議長 (佐世会長)	それでは資料の2-1、2-2の部分についてのご質問等がありましたら、またさらによろしくお願ひいたします。それでは、またあとであれば、質疑していただくことにして、次に資料3の久喜市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規定の説明について、何かご質問等がございますでしょうか。資料3についてです。 どうぞ小宮山さん。
小宮山委員	すみません。細かいことをいって申し訳ないのですが、1ページ目の目次なのですけれども第9章第36条、横棒、第37条とあります、これは中点ということによろしいでしょうか。 次に第17条なのですが、第16条と第18条以下には保護管理者はという主語があるのですけども、第17条にはだれがという主語がございません。誰がするのか。保護管理者が抜けてないでしょうか。 それと第43条ですけれども。定期的及び隨時に見直しして必要があると認めるときは、総括保護管理者、副市長に報告するわけですけども。点検して報告の必要があったわけですから。監査責任者。総務部長さんになると思いますけども。監査責任者の総務部長さんへの報告は必要ないのでしょうか。
事務局 (関根主幹)	はい、ありがとうございます。まず、目次の9章のところの第36条、横棒第37条の箇所については、こちら小宮山委員さんおっしゃる通りで、点に直させていただきたいと思います。 あと第17条のところですが。確かに誰がというところが抜けておりますので、ここについても国の方の示した内容に沿って作成しているのですけども、検討させていただきたいと思います。他の条文については、保護管理者はという主語があるのですけど、この部分はないということですので、ここはちょっと、再度検討させていただきたいと思います。 続いて第43条ですね。こちらも監査責任者に報告をしたらどうかというお話をだと思うのですけども。ここも検討させていただきたいと思います。 以上です。
議長 (佐世会長)	はい。ありがとうございます。他に何かございましょうか。 (意見なし)

議長 (佐世会長)	ちょっとごめんなさい。この規定というのは誰が制定するのでしたっけ。この資料3です。市長でよろしいのですか。
事務局 (関根主幹)	そうですね。市長ですね。
議長 (佐世会長)	はい。わかりました。 それではまた何かあるとすればまた後でまとめてやっていただくとして、次に資料4、個人情報ファイル簿の説明につきまして何かご質問等はございますか。
	(意見なし)
議長 (佐世会長)	ちょっと一つ、もしあれでしたら、これ個人情報保護ガイドライン6-2よりって書いてありますけど、この個人情報保護ガイドラインというのはどこから出ているんでしょうかね。
事務局 (関根主幹)	はい。こちらは国の個人情報保護委員会が作成している資料となります。個人情報保護委員会の方のホームページにも公表されているものでございます。
議長 (佐世会長)	そこにこういうものを提示しているといいますか、提案しているといいますか、推奨しているというか、ガイドラインですから。
事務局 (関根主幹)	そうですね。はい。法律の第75条第1項で義務づけられているんですけど、そちらの内容についてこのガイドライン等でも、また細かく説明しているものでございます。
議長 (佐世会長)	それに基づいて作られているっていうことですかね。
事務局 (関根主幹)	その通りです。
議長 (佐世会長)	はい。わかりました。ほかに何かございましょうか。
	(意見なし)
議長 (佐世会長)	それでは次に、資料5、個人情報取扱事務届出書の説明につきまして、何かご質問等がございますでしょうか。資料5ですね。
	(意見なし)
議長 (佐世会長)	これもガイドラインという点で同じです。先ほどと同じですね資料4とね。
事務局 (関根主幹)	こちらは、そうですねこちら75条5項と法律の施行条例の4条で規定させていただいているのですけども、法律の方では、個人情報ファイル簿とは別に、市の条例で定める。こういった取扱届出書を作成して公表することを可能というふうに法律の方でうたわれておりますて、その規定を受けて、先ほどご説明した法律施行条例の第4条で具体的に規定をしまして、これまで行っていたものを継続する形で規定させていただいているものでございます。
議長 (佐世会長)	ありがとうございます。失礼しました。他に何かございましょうか。今の資料1から5まで全体を含めて、もしあれば、ご質問いただければと思います。はい。満木先生。

- 満木委員 資料1の法律施行条例の第8条の委任の条文が、答申のときから付け加わったというふうにおっしゃったんですけれども。市の機関が別に定めるってあって、例えばこの資料3の規定なんかは、これに基づいて、定まったものとかっていうふうに考えてよろしいんでしょうか。
- 事務局 はい。ありがとうございます。資料3については、この委任を受けて作成ということではなくて、こちらは法律の第66条の第1項という条文に基づいて作成しているものでございます。法律施行条例の第8条で言う別に定めるというものは、これとは別に開示請求書とか様式を定めるような、個人情報保護に関する法律施行細則という名称のものを規定しております、その中で、定めるようなことを、想定したものになつております。
- 議長 今後もまた、何か必要があればその細則の方で規定していくことが考えられる可能性がございましたので、この第8条を追加させていただいたということになる内容でございます。
- 満木委員 わかりました。
- 議長 (佐世会長) 細かい事務的なことは細則で決めていきます。市の機関が定めていきましょうという、そういう、立て付けになっているということですね。
- 事務局 そうですね。コピー代とかCD代とか、そういうものも、実費分などもその細則で規定させていただいております。
- 議長 (佐世会長) はい。小宮山さん、どうぞ。
- 小宮山委員 今の委員の発言に絡めて第8条なのですけども、市の機関ということですから、議会は除くわけですよね。
- 事務局 はい。
- 小宮山委員 そうすると運営審議会は、審議の対象に議会も入るというような話でしたよね。条文の第1条にも規定がありますよね。
- 事務局 はい。
- 小宮山委員 議会は議会で別に定めるって理解するのですね。
- 事務局 はい。その通りです。議会の方はやはり市議会の条例を作っております。
- 小宮山委員 それは議会の方に規定があるから、こちらの資料には入ってないという理解してよろしいですね。
- 事務局 はい。

(2) 個人情報保護条例第8条第3項の規定に基づく報告について
(個人情報取扱事務届出書の報告) **資料6**

議長 大体よろしいですかね。それでしたらほかにご質問がないようでしたら次の議

(佐世会長)	題に進めさせていただきます。個人情報保護条例第8条第8項に基づく報告ということで、令和5年3月14日までに届出のあった個人情報取扱事務届出書について、事務局からご報告お願ひいたします。
事務局 (関根主幹)	<p>はい。それでは、引き続きご報告の方をさせていただきたいと思います。</p> <p>お手元の資料6をご覧ください。こちらが令和5年3月14日までの個人情報取扱事務届出書の報告でございます。今回ご報告をさせていただきますのは、開始が2件、変更が13件、目的外利用が1件でございます。内容といたしましては、次のもう1枚のA4の表の令和5年3月14日までの個人情報取扱事務届出書の通りでございます。</p> <p>では各届出書を見ながらご説明をさせていただきます。</p> <p>右上の番号が1番、事務の所管課が、子ども未来課子ども青少年係の【共通事務】要保護児童等対策事務の変更届出書でございます。こちらにつきましては、これまで事務を行うに当たりまして、書面で個人情報の取り扱いをしていましたが、新たに要保護児童等管理システムというものを導入したことに伴いまして、システム上でも個人情報を取り扱うことになったことから、個人情報の記録の形態及び個人情報の電算処理方法について変更が生じるため、届出を行うものでございます。具体的には電算処理委託会社が電算処理をするものでございます。</p> <p>では続いて番号2番、事務の所管課が、国民健康保険課保険税係の、後期高齢者医療保険料還付事務の変更届出書でございます。こちらは公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、という法律があるので、こちらの施行に伴いまして、後期高齢者医療保険における保険料の還付事務において、マイナンバーとひもづけされている公金受取口座の情報をそのまま振込先として活用することが可能となることから、変更するというものでございます。</p> <p>具体的には、個人情報取扱事務の目的に、根拠法令を加えることや、個人情報の主な収集等の方法について、デジタル庁から収集する内容に変更すること。電算計算機処理を「なし」から「あり」に変更するものでございます。</p> <p>これと同じ理由で変更届出書が出ているものが、次の番号3の事務の所管課が国民健康保険課給付係の【共通事務】療養費支給事務から、番号12番の同じく事務の所管課が国民健康保険給付係の後期高齢者医療新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給事務までとなります。それぞれの支給事務におきまして、マイナンバーとひもづけされている公金口座情報を振込先として活用することが可能となりましたことから、変更をさせていただいているものでございます。恐れ入りますが説明の方は、他もすべて同じ理由による変更ですので省略をさせていただきたいと思います。</p> <p>次に番号13番、こちらが事務の所管課が生涯学習課生涯学習係の20歳の成人式事務の変更届出書でございます。こちらの事務は、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことによる変更でございます。これまで成人式、おのずと20歳の方が対象になりますので、成人式という表現をしておりましたが、成人式自体は、20歳の方を引き続き対象とするということから、20歳の成人式というふうにしたものでございます。これに伴いまして、個人情報取扱事務の名称。個人情報取扱事務の目的、そして収集対象者、主な収集の方法、記録されている公文書の主な個別フォルダーの名称について変更するものでございます。</p> <p>続いて番号14番、事務の所管課が中央保健センター母子保健係の久喜市妊婦応援給付金事業でございます。こちらの事務は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、光熱水費や食料品の価格高騰による負担増を踏まえ、特に妊婦の方を支援する観点から、久喜市妊婦応援給付金を妊婦の方に対して支給するものでございます。個人情報の収集の対象者でございますが、給付金の支給申請者とその家族、そして具体的に申し上げますと、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に、妊娠をしている妊婦さんで、妊娠届等を提出している方の情報を収集いたします。主な収集の方法としては、本人、それと生活支援課から収集し、記録の形態は文書と電磁的記録、健康かるてシステムとなります。電子</p>

計算機処理は、「あり」で収集した情報は中央保健センターのみで利用いたします。事務で取り扱う個人情報は裏面の項目の通りとなります。

次に番号15番、事務の所管課が生活支援課、第1第2第3係の生活保護決定事務でございます。こちらの事務は先ほど14番の久喜市妊婦応援給付金事業で、中央保健センターが生活支援課の情報を目的外利用するということについての目的外利用等届出書でございます。

次に番号16番、事務の所管課が、中央保健センターの久喜市出産子育て応援事業でございます。こちらの事務は、妊娠期から出産子育てまで一貫して必要な支援を行う、伴走型相談支援及び出産子育て応援給付金の一体的実施事業について、国の通知が、令和4年12月にあったようなのですが、これによって国が創設した事業でございます。妊婦や子育ての子育て家庭に寄り添い、安心して出産子育てができるように、妊婦の方に対して、伴走型の相談支援、出産応援ギフトが具体的に5万円なのですが、それと出産後は養育者に対して、経済的支援、子育て応援ギフトこれも5万円、合わせて10万円の支給を行うというものでございます。個人情報の収集対象者ですが、給付金の支給対象者で、申請者とその家族の情報を収集いたします。主な収集の方法としては本人、本人以外として、関係する市町村、医療機関、相談支援機関等から収集し、記録の形態を文書と、電磁的記録、こちらも健康かるてシステムとなります。電子計算処理は「あり」で収集した情報は、中央保健センターのみで利用いたします。事務で取り扱う個人情報は裏面の項目の通りとなります。以上簡単ですが、個人情報取扱事務届出書についての報告とさせていただきます。

議長
(佐世会長)

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして、何かご確認等ございましたらお願ひいたします。

(質問なし)

議長
(佐世会長)

ちょっと本質的なことではありませんけど、成人式は20歳でやるってことでしょうかね。18歳だと高校3年生ぐらいの子が多いからということもあるかもしれないけど、ちょっと面白いですね。

事務局
(関根主幹)

そうですね。20歳の方を対象としてこれまでと同様に行うということで、今年の1月もそのように実施されました。

(3) その他

議長
(佐世会長)

ありがとうございます。大体よろしいでしょうか。またあれば、またおしゃっていただいて結構ですが。それでは、次の(3)その他についてということですが。何かございますでしょうか。事務局の方、何かございますか。

事務局
(関根主幹)

はい。事務局の方から特にございません。

議長
(佐世会長)

委員の皆さん何かございますか。

石田委員

はい。

議長
(佐世会長)

石田先生。

石田委員

はい。すみません。今回の報告とかとはちょっと全然関係ない話になってしまふのですが、最近、報道とかで、自治体の職員の方から、休日とかに、市民の方

の個人情報とかを持ち出してしまい流出したみたいな、そういうニュースとかを見聞きすることが、結構最近増えてきたなっていうのがありますて、久喜市としては、市の職員の方がそういうことはないと思うのですけれども、そういうことをしないようにということで、チェック体制であったり、職員に対する教育や何かというものは、どういう形で行っているのかをざっくりとで結構なのですが、何か教えていただけたらなと思います。

事務局
(関根主幹) ありがとうございます。そうですね。まず個人情報につきましては鍵のかかるところにしまうといったことを原則としております。あと休日等に出勤する際は、入退庁簿を職員が通る入口もありますので、誰が来たっていうのもそこで管理しています。

あとは電算器機についても、パスワード等で管理がされておりまして、自分の業務以外の余計な情報が見られないよう権限もすごく限定されたりしております。また、今はUSBとかに切り出して、情報を持ち出すというのも中々できなくなっていて、電算管理担当課のところに申請をして、許可を得ないとできないことになっております。ですので、休日に安易に情報をUSBに落とし込んで持ち出すとかそういうことはできないというふうになっております。

議長
(佐世会長) ありがとうございます。
益山委員、どうぞ。

益山委員 今のお話の続きなのですけれども地方自治体とあって、もしも流出した場合、地方自治体での罰則っていうものがあまりないっていうふうなことをちょっと聞いたような気がするのですけれども、久喜市ではどのようになりますでしょうか。

事務局
(関根主幹) はい。まず、この3月31日までについては、個人情報保護条例の罰則が適用されまして、例えば、職員が職権を乱用して、職務に関係ない個人情報を不正な利益を図る目的で外部に提供してしまった場合は、1年以下の懲役または50万円の罰金が科せられる、そのような規定になっておりまして、また4月以降は、この条例は廃止されまして法律が適用されるのですけども、やはり法律の中でも、そういう不正に流出したりとか、そうした場合は、同じような罰則が適用するようになっております。これまでそういう事例はなかったですけども、一応制度としてはそうなっております。

議長
(佐世会長) 大体よろしいでしょうか。

議長
(佐世会長) ありがとうございます。それではこれですべての議事を終了とさせていただき、進行の任を司会に戻したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

3 開会

事務局
(福原課長) ありがとうございました。本日は慎重なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。今後の運営審議会の開催につきましては、先ほど担当の方から申し上げましたけれども、諮問事項がある場合に予定をすることになります。その際には改めてご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは以上をもちまして、令和4年度第3回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会を終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。(注)

令和 5 年 4 月 12 日

佐 世 茗

(注) 特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。